

(案) の1

新潟県

産地生産基盤パワーアップ事業費 補助金交付要綱

令和8年 月 日 (一部改正)

新潟県農林水産部
地域農政推進課

目 次

新潟県産地生産基盤パワーアップ事業費補助金交付要綱

新潟県産地生産基盤パワーアップ事業費補助金交付要綱	1
(別 表)	5
(別 紙)	6

様 式

○ 別記第 1 号様式 (補助金交付申請書)	8
総括表	9
(様式 A) 別記第 1 号様式の別紙	11
別記第 1 号様式の関係書類	19
○ 別記第 1 号様式の 2 (補助金変更交付申請書)	20
○ 別記第 2 号様式 (補助金変更承認申請書)	21
○ 別記第 3 号様式 (事業中止 (廃止) 承認申請書)	22
○ 別記第 4 号様式 (事業遂行状況報告書)	23
○ 別記第 5 号様式 (実績報告書)	25
○ 別記第 6 号様式 (消費税等仕入控除税額報告書)	30
○ 別記第 7 号様式 (概算払請求書)	32

新潟県産地生産基盤パワーアップ事業費補助金交付要綱

(趣 旨)

第1 知事は、販売額の増加や、生産コストの低減等、産地の収益力強化に向けた取組を支援するため、市町村、地域協議会等が行う事業（以下「事業」という。）に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、新潟県補助金等交付規則（昭和32年新潟県規則第7号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付基準)

第2 この補助金は、別表に掲げる基準により交付するものとする。

(交付の条件)

第3 この補助金は、次の各号に掲げる事項を条件として交付するものとする。

- (1) 事業の内容の変更（第6に定める微な変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けること。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けること。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- (4) 事業の完了により相当の収益が生ずると認められる場合には、補助金の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- (5) この補助金により取得し、又は効用の増加した財産及び資材・機材等（以下「取得財産等」という。）については、事業の完了後も善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用又は運営を図らなければならないこと。
- (6) 取得財産等を事業の完了によって処分した場合において相当の収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- (7) この補助金により取得し、又は効用の増加した財産を知事の承認を受けて処分した場合において相当の収入があったときは、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- (8) 事業に係る経理は、他の経理と明確に区分して行わなければならないこと。
- (9) この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び証拠書類を事業完了の年度の翌年度から起算して5年間保管しておかななければならないこと。
- (10) この補助金を補助事業以外の用途に使用してはならない。
- (11) 補助事業者は、取組主体等に補助金を交付するときは、本要綱の規定に準ずる条件を付さなければならない。

また、補助事業者は、地方公共団体以外の取組主体等に補助金を交付するときは、各取組主体等に対し、次に掲げる条件を付さなければならない。

ア 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「交付規則」という。）、産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱（令和4年12月12日付け4農産第3506号。以下「交付等要綱」という。）に従うべきこと。

イ 間接補助事業により取得し又は効用の増加した財産のうち不動産及びその従物並びに1件

当たりの取得価格 50 万円以上のものについて、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和 40 年大蔵省令第 15 号。以下「大蔵省令」という。)に定められている耐用年数に相当する期間(ただし、大蔵省令に期間の定めがない財産については期間の定めなく。)においては、補助事業者の承認を受けずに、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。

ウ 前号による補助事業者の承認に際し、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を補助事業者に納付させることがあること。

エ 取組主体等は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合には、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

オ 取組主体等は、アにより売買、請負、その他の契約をしようとする場合には、当該契約に係る入札又は見積り合わせ(以下「入札等」という。)に参加しようとする者に対し、交付要綱別記様式第 2 号による指名停止等に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。

(交付申請書)

第 4 規則第 3 条第 1 項の規定による補助金交付申請書は、別記第 1 号様式のとおりとし、知事が別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

ただし、交付決定の変更を申請しようとする場合は、別記第 1 号様式の 2 の補助金変更交付申請書によるものとするが、第 5 の規定により補助金変更承認申請書を提出する場合は、これに代えることができるものとする。

2 前項の申請書を提出するに当たって、各取組主体等において当該補助金に係る消費税等仕入控除税額(交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合はこの限りでない。

(変更の承認申請)

第 5 第 3 の(1)及び(2)の規定により知事の承認を受けようとする場合には、別記第 2 号様式による補助金変更承認申請書を知事に提出しなければならない。

(軽微な変更の範囲)

第 6 第 3 の(1)に規定する軽微な変更は、別表の重要な変更の欄に掲げる変更以外の変更とする。

(事業の中止又は廃止の承認申請)

第 7 第 3 の(2)の規定により知事の承認を受けようとする場合には、別記第 3 号様式による事業中止(廃止)承認申請書を、事業を中止し、又は廃止しようとする日の 15 日前までに知事に提出しなければならない。

(事業が予定期間内に完了しない場合等の報告)

第8 第3の(3)の規定により知事の指示を求める場合には、事業が予定の期間内に完了しない理由又は事業の遂行が困難となった理由及び事業の遂行状況を記載した書類を知事に提出しなければならない。

(申請の取下げ)

第9 規則第7条の規定による期日は、補助金の交付決定通知を受領した日から起算して10日を経過した日とする。ただし、知事が特に必要と認めるときは、この期日を繰り上げることがある。

(状況報告)

第10 規則第10条の規定による報告は、補助金の交付の決定に係る年度の各四半期(第4四半期を除く。)の末日現在において、別記第4号様式により遂行状況報告書を作成し、当該四半期の最終月の翌月の10日までに知事に提出して行うものとする。

ただし、第13に定める概算払請求書の提出をもってこれに代えることができるものとする。

(実績報告書)

第11 規則第12条の規定による実績報告書は、別記第5号様式のとおりとする。

2 前項の実績報告書の提出時期は、事業の完了の日から起算して20日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった年度の翌年度の4月5日のいずれか早い期日までとする。ただし、知事が特に必要があり、かつ、予算の執行上支障がないと認めるときは、この期日を繰り下げることがある。

3 第4の2ただし書により交付の申請をした場合は、1の実績報告書を提出するに当たって当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになったときには、これを交付金から減額して報告しなければならない。

4 第4の2ただし書により交付の申請を行い、1の実績報告書を提出した後において、消費税等の申告により当該交付金に係る消費税等仕入控除税額が確定したときには、その金額(前項の規定により減額した各取組主体等については、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を別記第6号様式による消費税等仕入控除税額報告書により速やかに知事に報告するとともに、知事の納入通知書を受けてこれを納付しなければならない。

また、地域協議会長、市町村長及び事業実施主体の長は、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又は当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合であっても、その状況等について、当該補助金の額の確定(規則第13条の規定による確定をいう。)の日の翌年5月末までに同様式により県知事に報告しなければならない。

(取得財産の処分の制限)

第12 規則第19条第4号に規定する財産は、事業により取得した価格又は効用の増加価格が1件500,000円以上の機械及び器具とする。

2 規則第19条ただし書に規定する知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定められている耐用年数に相当する期間とする。

(概 算 払)

第 13 概算払により補助金の交付を受けようとする場合は、別記第 7 号様式による概算払請求書を知事に提出するものとする。

(書類の提出部数及び経由)

第 14 この要綱の規定により知事に提出する書類の部数は、正副 2 部とする。

- 2 この要綱の規定により知事に提出する書類は、知事が別に定めるものを除き所轄する地域振興局長を経由して提出しなければならない。

(雑 則)

第 15 この要綱に定めるもののほか、この補助金に関し必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和 2 年 3 月 25 日から施行し、令和 2 年 3 月 17 日から適用する。
- 2 この要綱の施行に伴い、新潟県産地パワーアップ事業費補助金交付要綱は廃止する。
- 3 2 による廃止前の新潟県産地パワーアップ事業費補助金交付要綱に基づく事業については、なお従前の例による。

附 則

改正後の要綱は、令和 4 年 2 月 10 日から施行し、令和 3 年 12 月 21 日から適用する。

改正後の要綱は、令和 5 年 2 月 28 日から施行し、令和 4 年 12 月 12 日から適用する。

改正後の要綱は、令和 6 年 3 月 14 日から施行し、令和 5 年 12 月 6 日から適用する。

改正後の要綱は、令和 7 年 3 月 31 日から施行し、令和 7 年 1 月 24 日から適用する。

改正後の要綱は、令和 8 年 月 日から施行し、令和 7 年 12 月 26 日から適用する。

別表 交付基準

区 分	経 費	交 付 率	重 要 な 変 更	
			経費の配分の変更	事業の内容の変更
新潟県産地生産基盤 パワーアップ事業費 補助金	<p>1 事業費 産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱（令和4年12月12日付け4農産第3506号。以下「交付等要綱」という。）に基づいて行う取り組みのために必要な経費に対し市町村及び地域協議会等が補助するのに要する経費（取組内容は別紙のとおり）</p> <p>（1）収益性向上対策、生産基盤強化対策 ア 基金事業（収益性向上対策、生産基盤強化対策、イに準じて行う整備事業） イ 整備事業（収益性向上対策、生産基盤強化対策）</p> <p>2 附帯事務費 市町村が1の経費にかかる事業の実施に関し、指導監督等に要する経費</p>	<p>定額(1/2, 4/10, 1/3 以内)</p> <p>なお、それぞれの交付率に該当する取組は、別紙によるものとする。</p>	<p>1 1, 2相互間における経費の増減</p> <p>2 補助率の異なる経費ごとの相互間における経費の増減（1の(1)のイ）</p>	<p>1 事業の新設又は廃止</p> <p>2 取組主体等の変更</p> <p>3 事業費の30%を超える増、又は国庫補助金の増（1の(1)のイ）</p> <p>4 事業費又は国庫補助金の30%を超える減（1の(1)のイ）</p>

別紙 産地生産基盤パワーアップ事業
収益性向上対策、生産基盤強化対策

取組内容(メニュー)	交付率
<p>I 基金事業</p> <p>1 収益性向上対策</p> <p>(1) 生産支援事業</p> <p>ア 農業機械等の導入及びリース導入</p> <p>イ 生産資材の導入等</p> <p>ウ スマート農業推進枠(追加助成費)</p> <p>エ 施設園芸エネルギー転換枠</p> <p>オ 持続的畑作確立枠</p> <p>カ 土地利用型作物種子枠</p> <p>(1) 効果増進事業</p> <p>ア 事業計画の策定及び農業機械の導入実証に要する経費等(導入実証支援)</p> <p>イ 施設運営に係る専門家の招聘に要する経費(伴走支援)</p> <p>※ 交付等要綱別表2で定める、IIのメニュー欄の1に準じて整備事業を行う場合の交付率に該当する取組は本表IIのとおりとする。</p> <p>2 生産基盤強化対策</p> <p>(1) 農業用ハウスの再整備・改修</p> <p>(2) 果樹園・茶園の再整備・改修</p> <p>(3) 農業機械の再整備・改修</p> <p>(4) 生産装置の継承・強化に向けた取組</p> <p>ア 産地における継承・強化体制の構築</p> <p>イ 生産装置の継承ニーズの把握及びマッチング</p> <p>ウ 円滑な継承のための生産装置の維持・管理</p> <p>(5) 生産技術の継承、普及に向けた取組</p> <p>ア 栽培管理・労務管理等の技術実証</p> <p>イ 新規継承・普及のための研修等による人材育成</p> <p>ウ 農業機械の安全取扱技術の向上支援</p> <p>(6) 全国的な土づくりの展開</p>	<p>1/2以内 ただし、ウは定額とする。</p> <p>定額(1/2相当)</p> <p>定額</p> <p>(1)及び(3)の事業 1/2以内</p> <p>(2)の事業 1/2以内 ただし、次の場合は定額とする。 継承者へ継承すること又は継承者が継承後本格的な営農を開始することを前提として果樹等の改植を行う場合で、果樹においては、優良な品目又は品種への改植等及び樹園地の若返り等のために行う同一品種への改植等に限る。 交付率は、交付等要綱の別記2の別紙2の別表1のとおりとする。</p> <p>(4)及び(5)の事業 定額 ただし、次の場合は補助率1/2以内とする。 技術継承・普及のための研修等による人材育成に係る、取組主体の構成員が参加する研修会やセミナー、農業生産現場における実地研修等の経費(受講費含む)(座学による研修やほ場における実地研修、農業用ハウス等の自力施工・保守管理の技能取得に必要な実地研修(OJT研修含む)等の実施及び研修効果の測定に係るものは除く</p> <p>(6)の事業 定額。ただし、堆肥散布機のリース導入については、1/2以内を加算する。(ただし、堆肥等を実証的に活用する面積に、10a当たり30千円(ペレット堆肥を実証的に活用する場合は、10a当たり35千円)を乗じた額を上限とする。)</p>

取組内容(メニュー)	交付率
<p>II 整備事業</p> <p>1 収益性向上対策</p> <p>(1) 育苗施設</p> <p>(2) 乾燥調製施設</p> <p>(3) 穀類乾燥調製貯蔵施設</p> <p>(4) 農産物処理加工施設</p> <p>(5) 集出荷貯蔵施設</p> <p>(6) 産地管理施設</p> <p>(7) 用土等供給施設</p> <p>(8) 農作物被害防止施設</p> <p>(9) 農業廃棄物処理施設</p> <p>(10) 生産技術高度化施設</p> <p>(11) 種子種苗生産関連施設</p> <p>(12) 有機物処理・利用施設</p> <p>2 生産基盤強化対策</p> <p>(1) 農業用ハウスの再整備・改修 ・ 生産技術高度化施設</p> <p>(2) 生産技術の継承・普及に向けた取組 ア 栽培管理・労務管理等の技術実証 ・ 生産技術高度化施設</p>	<p>1/2以内</p> <p>ただし、次の場合は、それぞれの交付率とする。</p> <p>1 交付率を4/10以内とするもの。</p> <p>① 稲(種子用を除く。)を対象とした育苗施設を整備する際、中山間地域等(交付等要綱別記2の別紙1のIIの(10)のアの(イ)に規定する地域をいう。以下、同じ。)以外の地域が受益地区の過半を占める場合。</p> <p>② 野菜を対象とする省エネルギーモデル温室のうち内部設備を整備する場合</p> <p>2 交付率を1/3以内とするもの。</p> <p>① 乾燥調製施設(乾燥能力の設定を米(種子用を除く。)以外の作物で行うものを除く。)を整備する際、中山間地域等以外が受益地区の過半を占める場合において当該施設の建屋、集排じん設備、処理加工施設、副産物処理加工施設及び及びこれらの附帯施設の整備及び基礎工事を行う場合</p> <p>② 米(種子用を除く。)を対象とした集出荷貯蔵施設を整備する際、中山間地域等以外の地域が受益地区の過半を占める場合において、当該施設の建屋、集排じん設備及びこれらの附帯施設の整備及び基礎工事を行う場合</p> <p>③ 野菜を対象とする省エネルギーモデル温室のうち温室本体を整備する場合</p> <p>④ 野菜を対象とする種子種苗生産関連施設のうち、種子種苗大量生産施設を整備する場合</p> <p>1/2以内</p>

別記第1号様式（各共通）

（地域振興局 経由）

令和 年度新潟県産地生産基盤パワーアップ事業費補助金
（〇〇対策）交付申請書

番 号
年 月 日

新潟県知事 様

計画主体名
代表者職氏名

令和 年度において別紙のとおり事業を実施したいので、新潟県補助金等交付規則第3条の規定により、関係書類を添えて補助金 円の交付を申請します。

（注）1 計画認定事務において市町村長を経由した場合は、計画主体名の欄を市町村長とする。

なお、収益性向上対策、生産基盤強化対策は交付申請を分けて申請すること。

2 申請書記載中の「別紙」は、「別記第1号様式の別紙」及びその他必要な書類をいう。

3 「関係書類」として、所要の関係書類のほか、別紙「総括表」及び別表の「納税対応状況確認表」も添付すること。

総括表（計画・実績）

（ 新潟県〇〇市町村（または〇〇地域農業再生協議会） 令和〇年度 ）

新潟県産地生産基盤パワーアップ事業費補助金（収益性向上対策）

（単位：円）

	交付率		事業費				附帯事務費		総計		備考
	国費	県費	国費	県費	市町村費	その他	国費	市町村費	国費		
生産支援事業											
農業機械等の導入、 生産資材の導入等											
スマート農業推進枠 （追加助成費）											
施設園芸エネルギー 転換枠											
持続的畑作確立枠											
土地利用型作物種子 枠											
効果増進事業											
導入実証支援											
伴走支援											
整備事業											

総括表（計画・実績）

（ 新潟県〇〇市町村（または〇〇地域農業再生協議会） 令和〇年度 ）

新潟県産地生産基盤パワーアップ事業費補助金（生産基盤強化対策）

（単位：円）

		交付率		事業費				附帯事務費		総計		備考
		国費	県費	国費	県費	市町村費	その他	国費	市町村費	国費		
基金事業	農業用ハウスの再整備・改修											
	果樹園・茶園等の再整備・改修											
	農業用機械の再整備・改良											
	生産装置の継承・強化に向けた取組											
	生産技術の継承・普及に向けた取組											
	全国的な土づくりの展開											
整備事業												

(様式A)第1号様式の別紙

I 事業の目的 区 分 :

II 事業の内容及び計画(又は実績)

1 対象となる事業の内容等

(1) 事業費

第1号様式の別紙(A-1)のとおり

(別紙様式)事業を行うに当たって金融機関から融資を受けるために交付金対象物件を担保に供する場合の内訳書

事業概要	補助金の交付を受けて整備する物件を担保に供し、金融機関から融資を受ける場合の融資の内容					
	取組主体名	金融機関名	融資名 (制度・その他)	融資を受けようとする金額(円)	償還年数	その他

(2) 附帯事務費

事業内容	事業費	負担区分			備考
		国費	県費	市町村費	
合計					

(注)1 事業内容欄は、生産局長が別に定める附帯事務費の用途基準により記入すること。

2 事務費欄及び負担区分欄は、事業内容欄の経費ごとに金額を記入すること。

III 経費の配分及び負担区分

区 分	総事業費 (A)+(B) + (C)+(D)	事業に要する 経費(又は要した経費) (A) + (B) + (C)	負担区分				備考
			国費 (A)	県費 (B)	市町村費 (C)	その他 (D)	
新潟県産地生産基盤パワーアップ事業費補助金	円	円	円	円	円	円	
ア 事業費							
イ 附帯事務費							
合計							

IV 事業完了予定(完了)年月日
令和 年 月 日

注)「事業完了予定(又は完了)年月日」は、間接補助事業において事業実施主体に対して施工業者等から補助対象施設の引渡しが完了した年月日又は補助事業において債務が確定した年月日のいずれか遅い日を記載すること。

V 収支予算(又は精算)

1 収入の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備 考
			増	減	
国 費	円	円	円	円	
県 費					
市町村費					
その他					
合 計					

2 支出の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備 考
			増	減	
新潟県産地生産基盤パワーアップ事業費補助金	円	円	円	円	
ア 事業費					
イ 事業費補助					注)間接補助金の交付完了 年 月 日
合 計					

注1 間接補助事業者に対し間接補助金を交付している場合は、実績報告の際、備考欄に間接補助金の交付を完了した年月日を記載すること。

注2 「事業費」欄は、交付申請者が事業実施主体の場合に記載し、市町村が事業実施主体に交付する場合は「事業費補助」欄に記入すること。

VI 添付書類

市町村の本交付金の交付に関する規程又は要綱

実績報告の際は、以下の資料を添付すること。ただし、1の添付を原則とし、2については、1との併用を可能とする。

なお、これらにより難しい場合には、2のみの添付も可能とする。

1 財産管理台帳(別記 財産管理台帳)の写し

2 事業実績内訳明細書(様式別紙)

第1号様式の別紙(A-1) (収益性向上対策(スマート農業推進枠(追加助成費)、効果増進事業を除く)事業計画(又は実績))

市町村名 ・地区名	取組内容	事業の内容						工期		経費の配分				備考			
		事業実施 主体名	対象作目 名(作物 名)	受益		工種又は 施設名	施工箇所 又は設置 場所	事業量 (構造、規格、能力、棟 数、台数等)	着工予定 (又は着工) 年月日	しゅん工予 定 (又はしゅん工) 年月日	総事業費 (A)+(B)+(C) +(D)	事業に要す る(又は要し た)経費 (A)+(B)+(C)	負担区分				
				農業 者数	面積								国費 (A)		県費 (B)	市町村費 (C)	その他 (D)
〇〇市 〇〇地区	例)整備事 業	〇〇農業 協同組合	水稻 <small>(新規需要米以外)</small>	戸 〇	ha 〇ha	集出荷貯蔵 施設 品質向上物 流合理化施 設	〇〇市〇 〇〇丁目 〇〇	鉄骨造り平屋建 1棟〇.〇㎡ 電気・機械設備一式 色彩選別機〇t/hr・1基 保管設備〇〇t			円	円	円	円	円	円	交付率 1/2以内 1/3以内 除税額及び交 付決定前着工 届 別紙のと おり
合計																	

(添付資料) 1 工事雑費については、工事雑費内訳明細書を添付すること。
2 附帯事務費を申請する場合は、附帯事務費内訳明細書を添付すること。

- (注) 1 「取組内容」の欄については、整備事業、生産支援事業、効果増進事業と記入すること。
2 「対象作目名(作物名)」の欄については、土地利用型作物、畑作物、野菜、果樹、花き等の別を記入し、()書で作物名を記入すること。
なお、土地利用型作物で種子生産を対象に事業を実施する場合は、作物名の後ろに種子と記入すること。また、複数作物を併記できることとする。その他、作物の限定のない取組にあっては記入不要とする。
3 「受益」欄の「面積」は、事業対象とする作目の実作付面積を記入すること。
4 「工種又は施設名」の欄については、交付等要綱共有2に定める「施設等」欄の内容を記入すること。
5 備考欄には、工種又は施設区分ごと、取組主体ごとに、交付率を記入するとともに、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には、「除税額〇〇〇円 うち国交付金〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合は、「含税額」とそれぞれ記入するとともに、同税額を減額した場合には「計」の欄の「備考」の欄に合計額(「除税額〇〇〇円 うち国交付金〇〇〇円」)を記入すること。
併せて、交付決定前届出を提出して着手・着工した場合にあっては、備考欄に交付決定前着工届の番号及び届出年月日を記入するものとする。
6 補助事業を行うに当たって、補助事業対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部について融資を受ける場合には、「融資該当」と「備考」欄に記入の上、「(別紙様式)事業を行うに当たって金融機関から融資を受けるために補助金対象物件を担保に供する場合の内訳書」を作成し、担保施設の範囲が分かる資料(図面等)を添付すること。
7 「工期」の欄には、交付申請書にあっては「着工予定年月日」「しゅん工予定年月日」(事業に着工している場合は、実際の着工年月日)を、実績報告書にあっては実際の着工及びしゅん工年月日を明記すること。

第1号様式の別紙(A-1) (農業用ハウスの再整備・改修、果樹園・茶園等の再整備・改修、農業用機械の再整備・改良) 事業計画(又は実績)

市町村名 ・地区名	取組内容	事業の内容						工期		経費の配分					備考		
		事業実施 主体名	対象作目 名(作物 名)	受益		工種又は 施設名	施工箇所 又は設置 場所	事業量 (構造、規格、能力、棟 数、台数等)	着工予定 (又は着工) 年月日	しゅん工予 定 (又はしゅん工) 年月日	総事業費 (A)+(B)+(C) +(D)	事業に要す る(又は要し た)経費 (A)+(B)+(C)	負担区分				
				農業 者数	面積								国費 (A)	県費 (B)		市町村費 (C)	その他 (D)
〇〇市 〇〇地区	例) 整備事 業	〇〇農業 協同組合	水稻 <small>(新規需要米以外)</small>	戸 〇	ha 〇ha	集出荷貯蔵 施設 品質向上物 流合理化施 設	〇〇市〇 〇〇丁目 〇〇	鉄骨造り平屋建 1棟〇.〇㎡ 電気・機械設備一式 色彩選別機〇t/hr・1基 保管設備〇〇t			円	円	円	円	円	円	交付率 1/2以内 1/3以内 除税額及び交 付決定前着 工届 別紙のと おり
合計																	

(添付資料) 1 工事雑費については、工事雑費内訳明細書を添付すること。
2 附帯事務費を申請する場合は、附帯事務費内訳明細書を添付すること。

- (注) 1 「取組内容」の欄については、整備事業、生産支援事業、効果増進事業と記入すること。
2 「対象作目名(作物名)」の欄については、土地利用型作物、畑作物、野菜、果樹、花き等の別を記入し、()書で作物名を記入すること。
なお、土地利用型作物で種子生産を対象に事業を実施する場合は、作物名の後ろに種子と記入すること。また、複数作物を併記できることとする。その他、作物の限定のない取組にあっては記入不要とする。
3 「受益」欄の「面積」は、事業対象とする作目の実作付面積を記入すること。
4 「工種又は施設名」の欄については、交付等要綱共通2に定める「施設等」欄の内容を記入すること。
5 備考欄には、工種又は施設区分ごと、取組主体ごとに、交付率を記入するとともに、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には、「除税額〇〇〇円 うち国交付金〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合は、「含税額」とそれぞれ記入するとともに、同税額を減額した場合には「計」の欄の「備考」の欄に合計額(「除税額〇〇〇円 うち国交付金〇〇〇円」)を記入すること。
併せて、交付決定前届出を提出して着手・着工した場合にあっては、備考欄に交付決定前着工届の番号及び届出年月日を記入するものとする。
6 補助事業を行うに当たって、補助事業対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部について融資を受ける場合には、「融資該当有」と「備考」欄に記入の上、「(別紙様式) 事業を行うに当たって金融機関から融資を受けるために補助金対象物件を担保に供する場合の内訳書」を作成し、担保施設の範囲が分かる資料(図面等)を添付すること。
7 「工期」の欄には、交付申請書にあっては「着工予定年月日」「しゅん工予定年月日」(事業に着工している場合は、実際の着工年月日)を、実績報告書にあっては実際の着工及びしゅん工年月日を明記すること。

第1号様式の別紙(A-1) (生産装置の継承・強化に向けた取組、生産技術の継承・普及に向けた取組、全国的な土づくりの展開、スマート農業推進枠(追加助成費)、効果増進事業) 事業計画(又は実績)

メニュー名	事業の内容			経費の配分				備考(経費の内訳及び経費の必要性)	
	取組主体名	対象品目	事業概要	総事業費 (A)+(B)+(C) +(D)	負担区分				
					国費 (A)	県費 (B)	市町村費 (C)		その他 (D)
生産装置の継承・強化に向けた取組	〇〇農業協同組合			円	円	円	円	円	
合計									

(注)1 「メニュー名」の欄については、生産装置の継承・強化に向けた取組、生産技術の継承・普及に向けた取組と記入すること。

2 「対象品目(作物名)」の欄については、土地利用型作物、畑作物、野菜、果樹、花き等の別を記入し、()書で作物名を記入すること。

なお、土地利用型作物で種子生産を対象に事業を実施する場合は、作物名の後ろに種子と記入すること。また、複数作物を併記できることとする。その他、作物の限定のない取組にあつては記入不要とする。

3 備考欄には、工種又は施設区分ごと、取組主体ごとに、交付率を記入するとともに、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には、「除税額〇〇〇円 うち国交付金〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合は、「含税額」とそれぞれ記入するとともに、同税額を減額した場合には「計」の欄の「備考」の欄に合計額(「除税額〇〇〇円 うち国交付金〇〇〇円」)を記入すること。

併せて、交付決定前届出を提出して着手・着工した場合にあつては、備考欄に交付決定前着工届の番号及び届出年月日を記入するものとする。

4 補助事業を行うに当たって、補助事業対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部について融資を受ける場合には、「融資該当」と「備考」欄に記入の上、「(別紙様式)事業を行うに当たって金融機関から融資を受けるために補助金対象物件を担保に供する場合の内訳書」を作成し、担保施設の範囲が分かる資料(図面等)を添付すること。

A-1の別紙 「第1号様式の別紙（A-1）」の備考欄記載事項

1 補助率

(単位：円)

No	取組主体名	補助率		事業費	交付金	都道府県費	市町村費	その他
		国費	県費					
1	●●農業協同組合	1/2以内	-	108,000,000	50,000,000	0	0	58,000,000
		1/3以内	-	97,200,000	30,000,000	0	0	67,200,000
		計		205,200,000	80,000,000	0	0	125,200,000
2								

2 交付決定前着工届の提出状況

No	県への届出年月日等	取組主体名	着工(又は着工予定)年月日	備考
1	R●.●.●付け●●第●●号	●●農業協同組合	R●.●.●	
2				

3 事業費及び消費税等(仕入れに係る消費税等相当額を減額した場合)

(単位：円)

No	事業実施主体名	事業費に対する率		除税額	備考	
		うち国費	うち県費		うち国費	うち県費
1	●●農業協同組合	0.50000	0.00000	8,000,000	4,000,000	0
		0.33333	0.00000	7,200,000	2,399,976	0
		計		15,200,000	6,399,976	0
2						

別紙(A-2) 市町村附帯事務費内訳明細書

事業内容	事業費	負担区分		備考
		交付金	市町村費	
	円	円	円	
賃金	0	0	0	
旅費	0	0	0	
需用費	0	0	0	
役務費	0	0	0	
使用料及び賃借料	0	0	0	
共済費	0	0	0	
報償費	0	0	0	
備品購入費	0	0	0	
	0	0	0	

注1 旅費は、備考欄に積算根拠を記載すること。

工事雑費内訳明細書

メニュー名 (取組名)	事業主体名	工事雑費内訳			備考	
		区分1	区分2	金額		
		報酬				
		賃金				
		共済費				
		需用費	消耗品費			内訳 ○○会議費 回数 回 人数 人
			燃料費			
			光熱水費			
			印刷製本費			
			広告費			
			修繕費			
			食糧費			
			小計			
		役務費	通信運搬費			
			手数料			
			筆耕翻訳料			
			雑役務費			
			小計			
		委託費				
		旅費				内訳 ○○会議出席 回数 回 人数 人 ○○指導 回数 回 人数 人
		使用料及び賃借料				
		備品購入費				
		公課費				
		代行施行管理料				
合計						

注1 補助対象事業、事業主体、工種又は施設区分ごとに記入する。

注2 各事業の用途基準に応じて、適宜修正のうえ記載すること。

別記第1号様式の別表(関係書類)

取組主体等における消費税等の納税対応状況確認表

市町村、又は地域協議会名

取組主体等 名称	予定の納税対応(納税対応の実績)			確認	消費税等仕入 控除税額	
	1 課税売上げなし				該当なし	
	2 市町村の一般会計					
	3 免税事業者					
	4 納税義務者	(1) 簡易課税制度採用者				
		(2) 公共法人等で特定収入割合が5%超				
		(3) 一般の事業者 又は公共法人等で 特定収入割合が5% 以下	ア 課税売上 割合が95% 未満	(ア) 一括比例配分方式		含む
				(イ) 個別 対応方式	a 共通用	
					b 非課税売上げ用	
			c 課税売上げ用		あり	
		イ 課税売上げ割合が95%以上				
備考	取組主体等が異なるごとに上記を繰り返して記述する。					

- (注) 1 資本金又は出資金が1千万円以上の新設法人は、設立当初の2年間は納税義務が免除されない。
 2 「公共法人等」とは、市町村の特別会計、消費税法別表第3(※1)に掲げる法人又はみなし法人(※2)をいう。
 ※1 消費税法別表第3に掲げる法人(抜粋)
 財団法人、社団法人、土地改良区、農業共済組合
 ※2 みなし法人
 人格のない社団等のことで、法人でない社団(※3)又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものをいう。
 ※3 法人でない社団とは、多数の者が一定の目的を達成するために結合した団体のうち法人格を有していないもので、単なる個人の集合体ではなく、団体としての組織を有して統一された意思の下にその構成員の個性を超越して活動するものをいう。
 3 任意団体の場合は、みなし法人の適用を受けて団体名で法人税・消費税等の申告をしている場合を除き、損益を構成員に分配して個人が所得税・消費税等の申告をすることになる。従って、みなし法人でない場合は、構成員全員の確認が必要になる。
 4 実績報告を提出するに当たっては、消費税等納税対応状況を確認した資料等の名称を備考欄に記載すること。(仕入に係る消費税相当額について、これを減額した場合を除く。)
 なお、実績報告の提出時に資料等で確認できなかった場合は、確認予定年月及び資料等の名称を記載し、消費税等仕入控除税額が確定したときには、速やかに要綱第11の4の手続きを行うこと。

別記第1号様式の2（地域振興局 経由）

令和 年度新潟県産地生産基盤パワーアップ事業費補助金
（〇〇対策）変更交付申請書

番 号
年 月 日

新潟県知事 様

計画主体名
代表者職氏名

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった標記事業について、下記のとおり変更して事業を実施したいので、補助金 円を金 円に変更交付されたく新潟県補助金等交付規則第3条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 変更の理由
- 2 変更計画の内容（別記第1号様式の別紙に準じて作成すること。）

（注）1 計画認定事務において市町村長を経由した場合は、計画主体名の欄を市町村長とする。

なお、収益性向上対策、生産基盤強化対策は交付申請を分けて申請すること。

- 2 変更事項ごとに変更後の計画を記載し（当初計画に変更のない項目は、当初計画を記載する）、その上段に変更に係る部分の当初計画を（ ）書きで記載すること。
- 3 変更設計書（設計図面を含む。）は、原則として新たに作成することとし、設計説明書、事業費内訳書及び工事費内訳書（工事費明細書を除く。）に変更がある場合は、当該変更のある部分について、その上段に当初計画を（ ）書きで記載すること。

別記第2号様式（地域振興局 経由）

令和 年度新潟県産地生産基盤パワーアップ事業費補助金
変更承認申請書

番 号
年 月 日

新潟県知事 様

計画主体名
代表者職氏名

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった標記事業について、下記理由により変更承認を受けたく、新潟県産地生産基盤パワーアップ事業費補助金交付要綱第5の規定により、関係書類を添えて申請します。

なお、これに伴う交付金 円の追加（減額）交付を併せて申請します。

記

- 1 変更の理由
- 2 変更計画の内容（別記第1号様式の別紙に準じて作成すること。）

- （注）
- 1 計画認定事務において市町村長を経由した場合は、計画主体名の欄を市町村長とする。
なお、収益性向上対策、生産基盤強化対策は交付申請を分けて申請すること。
 - 2 変更事項ごとに変更後の計画を記載し（当初計画に変更のない項目は、当初計画を記載する。）、その上段に変更に係る部分の当初計画を（ ）書きで記載すること。
 - 3 変更設計書（設計図面を含む。）は、原則として新たに作成することとし、設計説明書、事業費内訳書及び工事費内訳書（工事費明細書を除く。）に変更がある場合は、当該変更のある部分について、その上段に当初計画を（ ）書きで記載すること。
 - 4 交付金の追加（減額）交付を必要としない場合は、「なお書き」を削除すること。

別記第3号様式（地域振興局 経由）

令和 年度新潟県産地生産基盤パワーアップ事業
中止（廃止）承認申請書

番 号
年 月 日

新潟県知事 様

計画主体名
代表者職氏名

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定のあった標記事業について、下記のとおり事業を中止（廃止）したいので承認を受けたく、新潟県産地生産基盤パワーアップ事業費補助金交付要綱第7の規定により申請します。

記

- 1 事業中止（廃止）の理由
- 2 事業中止（廃止）しようとする以前の遂行状況

(2) 経費

ア 経費の支出状況

交付決定額	月 日現在 支出済額		残 額		支出予定額		中止（廃止）に 伴う不用額		備 考
	補助事業に 要した経費	交付金 の 額	補助事業に 要する経費	補助金 の 額	補助事業に 要する経費	補助金 の 額	補助事業に 要する経費	補助金 の 額	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	

イ 支出額及び支出予定額の明細

経費の配分	左の内訳費目	補助事業に要 する経費	補助金の額	補助事業に要する経費の支出基礎 (名称・数量・単価等)
		円	円	※ 支出済額と支出予定額に区分して 記載すること。

別記第4号様式
(地域振興局 経由)

令和 年度新潟県産地生産基盤パワーアップ事業
遂行状況報告書

番 号
年 月 日

新潟県知事 様

計画主体名
代表者職氏名

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった標記交付
金事業について、事業遂行状況を新潟県産地生産基盤パワーアップ事業費補助金交付
要綱第10の規定により下記のとおり報告します。

記

別紙のとおり

(単位：千円、%)

補助金 区 分	事 業 種 目	取組主体 等	計 画 事業費 A	補助金 交 付 決定額	事 業 の 遂 行 状 況					備 考
					月 日までに完了したもの			残 事 業		
					事業費 B	出来高比率 B/A (%)	着 工 年月日	事業費 (A-B)	完了予定 年 月 日	

- (注) 1 補助金区分欄には、新潟県産地生産基盤パワーアップ事業費補助金を記載すること。
 2 事業種目欄には、交付等要綱別表3の経費の欄の事業及び交付等要綱共通2に定める「施設等」を記載すること。
 3 事業費欄には、事業の出来高を金額に換算した額を記載すること。

別記第5号様式（地域振興局 経由）

令和 年度新潟県産地生産基盤パワーアップ事業費補助金実績報告書

番 号
年 月 日

新潟県知事 様

計画主体名
代表者職氏名

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった標記交付金事業
について、別紙のとおり事業を実施したので、新潟県補助金等交付規則第12条の規定により、
その実績を報告します。

なお、併せて精算金 円の交付を請求します。

- (注) 1 計画認定事務において市町村長を経由した場合は、計画主体名の欄を市町村長とする。
なお、収益性向上対策、生産基盤強化対策は交付申請を分けて申請すること。
- 2 補助金の精算交付が不要の場合は、「なお書き」を削除すること。
- 3 別記第1号様式に準じて関係書類を作成し添付し、軽微な変更があった場合は変更部分を
2段書きし、変更前を（ ）書きで上段に記載する。
なお、間接補助事業者に対し間接補助金を交付している場合にあっては、別記様式第1号
の記のV-2の備考欄に、間接補助金の交付を完了した年月日を記載すること。
- 4 以下の資料を添付すること。ただし、(1)の添付を原則とすること。なお、これらにより難
い場合には、(2)のみの添付も可能とする。
- (1) 財産管理台帳の写し
 - (2) 事業実績内訳明細書（様式別紙）
 - (3) 交付等要綱別紙様式第12号（収益性向上対策のうち効果増進事業にあっては、別紙
様式第13号）の別紙様式

(別紙)

財産管理台帳

取組主体名: _____

地区名		〇〇地区		事業実施年度		令和〇年度		農林水産省所管補助金名				処分制限期間		処分の状況		備考
事業の内容				工期		経費の配分(円)				耐用年数	処分期限年月日	承認年月日	処分の内容			
施設等名称	取組主体	工種構造 施設区分	施行箇所 又は 設置場所	事業量	着工 年月日	しゅん工 年月日	総事業費	負担区分								
								国庫補助金	県費	市町村費	その他					
計																
計																
合計																

- (注) 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。
3 備考欄には、譲渡先、交換先、貸付先、抵当権等の設定権者の名称又は交付金返還額を記入すること。
4 また、補助対象物件を担保に供し、融資を受ける旨交付申請と併せて承認を受けている場合は、備考欄に「担保提供」と「抵当権の設定権者の名称」を記入すること。
5 この書式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。
6 国補事業と併せて、県の補助金により事業を実施している場合には、国補事業名の下段に県事業名を記入すること。
7 財産管理台帳は、処分制限期間を経過しない場合において、事業計画書やその他関係書類と併せて整備・保管すること。

(別紙)

事業実績内訳明細書

事業種類:産地生産基盤パワーアップ事業(収益性向上対策(スマート農業推進枠(追加助成費)、効果増進事業を除く))

政策目的	補助根拠	交付先名	施設等区分	交付率	事業費 (円)	負担区分(円)				備考
						国費	県費	市町村費	その他	
計										
計										
計										
合計										

- (注) 1 本明細書は、取組主体から提出された実績報告書の内容・添付資料を基に記入し、取組内容ごとに計を設けること。
2 施設等区分の欄は、整備事業の場合は交付等要綱共通2に定める「施設等」欄の内容を記入すること。
3 補助根拠の欄は、法律補助の場合「法律」と記入し、それ以外は「予算」と記入すること。
4 備考の欄は、仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には、「除税額〇〇〇円 うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入するとともに、同税額を減額した場合には計及び合計の欄に合計額（「除税額〇〇〇円 うち国費〇〇〇円」）を記入すること。
併せて、交付決定前に着手・着工した場合にあっては、備考欄に着手・着工日を記入すること。
5 本明細書と同様の内容が確認できる資料があれば、それを本明細書に代えることができる。

(別紙)

事業実績内訳明細書

事業種類:産地生産基盤パワーアップ事業(農業用ハウスの再整備・改修、果樹園・茶園等の再整備・改修、農業用機械の再整備・改良)

政策目的	補助根拠	交付先名	施設等区分	交付率	事業費 (円)	負担区分(円)				備考
						国費	県費	市町村費	その他	
計										
計										
計										
合計										

- (注) 1 本明細書は、取組主体から提出された実績報告書の内容・添付資料を基に記入し、取組内容ごとに計を設けること。
2 施設等区分の欄は、整備事業の場合は交付等要綱共通2に定める「施設等」欄の内容を記入すること。
3 補助根拠の欄は、法律補助の場合「法律」と記入し、それ以外は「予算」と記入すること。
4 備考の欄は、仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には、「除税額〇〇〇円 うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入するとともに、同税額を減額した場合には計及び合計の欄に合計額（「除税額〇〇〇円 うち国費〇〇〇円」）を記入すること。
併せて、交付決定前に着手・着工した場合にあっては、備考欄に着手・着工日を記入すること。
5 本明細書と同様の内容が確認できる資料があれば、それを本明細書に代えることができる。

別記第6号様式（地域振興局 経由）

令和 年度新潟県産地生産基盤パワーアップ事業費補助金
仕入れに係る消費税等相当額報告書

番 号
年 月 日

新潟県知事 様

住 所
団体名
代表者職氏名

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった標記事業について、新潟県産地生産基盤パワーアップ事業費補助金交付要綱第11第4項の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

- | | | | |
|---|--|-------|---|
| 1 | 新潟県補助金等交付規則第13条に基づく確定額
(年 月 日付け 第 号による額の確定通知額) | 金 | 円 |
| | | うち国費分 | 円 |
| | | うち県費分 | 円 |
| 2 | 交付金の額の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額 | 金 | 円 |
| | | うち国費分 | 円 |
| | | うち県費分 | 円 |
| 3 | 消費税等の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額 | 金 | 円 |
| | | うち国費分 | 円 |
| | | うち県費分 | 円 |
| 4 | 交付金返還相当額（3-2） | 金 | 円 |
| | | うち国費分 | 円 |
| | | うち県費分 | 円 |

注 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。
なお、事業実施主体が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。
・消費税確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）
・付表2「課税売上割合・控除対象仕入額等の計算表」の写し
・3の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること）
・事業実施主体が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

5 当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合、その状況

注 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあつては、申告予定時期も記載すること。

6 当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合、その理由

注 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。
なお、事業実施主体が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- ・事業実施主体が消費税法第 60 条第 4 項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

[添付資料]

- ・その他参考となる資料

(注) 交付要綱第 11 の規定による実績報告を提出した後において、消費税等の申告により当該交付金に係る消費税等仕入控除税額が確定したときには、その金額（交付要綱第 4 の 2 の規定により減額した場合については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を速やかに知事に報告すること。

また、交付要綱第 11 の 4 の規定により、当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又は当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合であっても、その状況等について、当該交付金の額の確定（規則第 13 条の規定による確定をいう。）の日の翌年 5 月末日までに報告すること。

別記第7号様式（地域振興局 経由）

令和 年度新潟県産地生産基盤パワーアップ事業費補助金
概算払請求書

番 号
年 月 日

新潟県知事 様

計画主体名
代表者職氏名

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった標記交付金について、下記により金 円を概算払により交付されるよう請求します。

記

補助金 区分	事業 種目	取組主体 等	事業費 A	交付金 交付 決定額 B	既受領額		今回請求額		出来高 月 日現在		残高 B-(C+D)	しゅん 工予定 年月日	備考
					金額 C	C/B %	金額 D	D/B %	事業費 E	E/A %			
			円	円	円	%	円	%	円	%	円		
計													

- (注) 1 計画認定事務において市町村長を経由した場合は、計画主体名の欄を市町村長とする。
 なお、収益性向上対策、生産基盤強化対策は交付申請を分けて申請すること。
 2 補助金区分欄には、新潟県産地生産基盤パワーアップ事業費補助金を記載すること。
 3 事業種目欄には、交付等要綱別表3の経費の欄の事業及び交付等要綱共通2に定める「施設等」を記載すること。
 4 事業費欄には、事業の出来形を金額に換算した額を記載すること。
 5 添付資料として、交付等要綱別紙様式第14号の別紙様式を添付すること。